

令和元年6月17日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03059

研究課題名(和文) 瀬戸内の島嶼・沿岸の朝鮮人社会に関する総合的研究 - 19世紀末～1950年代

研究課題名(英文) The overall study about movement and society of the Korean in Setouchi

研究代表者

愼 蒼宇 (SHIN, CHANG U)

法政大学・社会学部・准教授

研究者番号：80468222

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、明治維新以降、1950年代までの時期を対象とした、瀬戸内における朝鮮人の移動と社会形成に関する総合的な研究である。具体的には、瀬戸内の島嶼・沿岸地域(とくに山口・広島・愛媛)をフィールドとし、日本政府(内務省・外務省)レベルの対朝鮮・朝鮮人政策の展開、瀬戸内沿岸・島嶼における行政や産業界による対朝鮮、対朝鮮人政策の展開、移住朝鮮人と瀬戸内沿岸・島嶼社会との生活空間での接触、移住朝鮮人による、当該地域での社会形成や当該地域を越えたネットワークの形成、アイデンティティの変化、の4点に着目した研究である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、瀬戸内の沿岸・島嶼における朝鮮人の移動と社会形成に関して、近現代を通じた通時的な分析、在地レベルでの実証的な研究、という2点において学術的意義を有する。瀬戸内の沿岸・島嶼は植民地朝鮮と大阪を結ぶ大動脈の航路であり、当該地域では朝鮮人の移入・移出が増大し、敗戦後は朝鮮半島へと帰国しようとする朝鮮人が日本全国から多く集まった地域である。そこでは日本国家の支配や国際政治の力に翻弄されつつ、日本人社会と朝鮮人が長期にわたって接触を経験し続けている。このように瀬戸内沿岸・島嶼の朝鮮人は、「境界」における日本社会とマイノリティーの関係を分析する上で最も適した事例といえる。

研究成果の概要(英文)：This research is an overall study about movement and social formation of the Korean in Setouchi (Meiji restoration. ~1960's). Specifically, the study which made the island in Setouchi and the coastal area (in particular, Yamaguchi, Hiroshima and Ehime) a field. The point is following 4.

(1) The Policy for Korea and the Korean Japanese Government (Department of the Interior and Ministry of Foreign Affairs) used. (2) Development of the polity for Korea and the Korean in Setouchi coast and an island by the industrial world and the administration. (3) The contact at living space with Korean and the society of Setouchi coast and an island. (4) Formation of Korean society in the area and formation of a Korean network beyond an area concerned.

研究分野：歴史学

キーワード：瀬戸内 朝鮮人 境界 植民地 冷戦

## 1. 研究開始当初の背景

### 当初の研究動向

瀬戸内海は、古代から畿内と九州・東アジアを結ぶ交通の大動脈として大きな役割を果たし、交易や漁業が発達するとともに、島嶼においても独自の内海文化・民俗的世界が育まれた。瀬戸内は朝鮮半島との関わりも深い。近世の東アジアは、海賊を海域から排除する海禁政策がとられた時代であった。そのなかで瀬戸内は朝鮮通信使の通行ルートとなり、沿岸・島嶼各地では文化的交流も進んだ。

しかし、近代になって日本が朝鮮を植民地化すると、瀬戸内と朝鮮半島の関わりは大きく変貌する。瀬戸内漁民は日本の朝鮮への膨張と歩を合わせるように朝鮮沿岸漁業へと大量進出するようになり、他方で、瀬戸内海は植民地朝鮮と大阪を結ぶ大動脈の航路となることで、沿岸・島嶼地域では朝鮮人の移入・移出（とくに山口・広島）が1920年代以降増大していった。敗戦後は朝鮮半島へと帰国しようとする朝鮮人が日本全国から瀬戸内に多く集まり、占領当局と日本による戦後政策の展開とせめぎあいながら、瀬戸内の各地で在日朝鮮人が多く暮らすようになり現在に至っている。

このような瀬戸内と朝鮮とのかかわりに関する研究は、東アジア関係史、海域・島嶼・境界論などからの文化論的アプローチが主であった。とくに中世においては、「東アジア」との海域交流・島嶼論の研究や、海賊を中心とした境界人に関する研究が代表的である。近世は、朝鮮通信使研究、交易史などで幅広い研究成果がある。それに対し、近代以降の瀬戸内と朝鮮との関係にかかわる研究は不足している。その中でも、朝鮮半島沿岸漁業への瀬戸内漁民の進出や朝鮮漁民との摩擦に関する近年の研究は注目される（勝部真人編『近代東アジア社会における外来と在来』（清文堂出版、2011年）。また、在日朝鮮人史においては、梶村秀樹が「国境をまたぐ生活圏」（「定住外国人としての在日外国人」『思想』1985年8月）、杉原達が『越境する民』（新幹社、1998年）と表現したような、済州島-大阪航路を通じての在日朝鮮人の移動と生活史についての研究がなされてきている。しかし、対象は大阪が中心であって、航路のなかで寄留地のない瀬戸内沿岸・島嶼の在日朝鮮人史に関する研究はほとんどない。個別では、山口県や、広島県の在日朝鮮人史研究が見られるが、瀬戸内をひとつの地域として扱った研究は、佐野通夫、会沢勲、佐竹眞明、金永子「瀬戸内地域の在日朝鮮人 - アフロ・アメリカン、滞日フィリピン人との比較研究」（『青丘学術論集』4、1994年3月）のみである。

以上のことから、本研究課題の研究史から導き出される課題は、(1) 明治以降の瀬戸内（島嶼）における対朝鮮・朝鮮人政策の展開に関する分析（国、地方自治体、産業界レベル）、(2) 移住朝鮮人による社会形成と現地社会との接触、(3) 瀬戸内の朝鮮人と朝鮮半島、他地域の在日朝鮮人との関連性とネットワーク、意識と行動に関する分析、いう三点に集約可能であった。

## 2. 研究の目的

植民地期から戦後にかけて、日本に移動する朝鮮人は玄界灘を渡り、下関、瀬戸内、大阪へと移動してネットワークを広げていたことがこれまでの研究でもわかっている。にもかかわらず、瀬戸内の沿岸・島嶼の在日朝鮮人の研究は上記のように少ない。

瀬戸内の沿岸・島嶼において、1) いつ頃からどのように朝鮮人が暮らすようになり、それは支配政策の全体・現地レベルでの展開とどのように関連しあっていったのか、2) 移住者は朝鮮半島や他地域の朝鮮社会とどのようなネットワークを形成していったのか、という二点を明らかにすることは、日本の対朝鮮政策と生活レベルでの接触・摩擦という、研究代表者のこれまでの課題をさらに発展させることにもつながり、対象も前回の科研の研究対象であった「境界」の対馬からさらに「海域」の瀬戸内へと拡大することが可能となる。

### 3. 研究方法

本研究を行うため、現在の瀬戸内沿岸と島嶼（朝鮮人人口の多かった山口・広島を中心に）をフィールドに、当該地域に移動・居住する朝鮮人を中心に、彼らと接触する自治体・警察・軍隊・村落・産業界を具体的な分析対象とする。そのため、朝鮮総督府・自治体・警察・法務関係資料・GHQ 関係資料、各種社会団体の編纂誌、当該地域の郷土新聞、朝鮮人自身の手記・雑誌・新聞の調査・整理を第一に進める必要がある。調査は、山口・広島（市）立文書館と県立図書館、広島平和記念資料館、広島大学図書館所蔵の資料などを中心に行い、当該地域の在日本大韓民国民団、長崎の在日本朝鮮人総連合会とも協力し、関連資料の調査、証言の収集などを行っていく。さらに、研究成果公開のため、現地の関係者と協力し、研究発表を当該地域で開催する。

計画年度内に明らかにしようとした具体的内容は以下の三点である。

- ・「韓国併合」までの時期においては、広島県・岡山県・山口県の県市町村官公庁資料と内務・警察関連の調査資料を中心に分析を行う。これらの史料分析をもとに、当該時期における朝鮮半島から瀬戸内の島嶼・沿岸地域への人の移動の契機と実態を解明する。

- ・植民地期は、上記した資料に加え、総督府関連の資料や各自治体誌、各種社会団体の編纂誌、総督府官僚の手記などの資料を中心に、対朝鮮・朝鮮人政策の展開とその実態を解明する。さらに、上記自治体の郷土新聞や人々の回想録などを中心に、瀬戸内の島嶼・沿岸の社会と朝鮮人の接触・摩擦の様相を解明し、朝鮮人自身の手記や発行雑誌、新聞などの資料を分析して、当該地域における朝鮮人の社会形成、アイデンティティの様相とその実態を明らかにする。

- ・戦後～1960年代までにおいては、各県のGHQ 関連資料、官公庁資料、その他新聞雑誌、自治体誌などの資料を中心に、戦後の日本政府・自治体の対朝鮮・朝鮮人政策の展開と実態を明らかにする。さらに、朝鮮人運動関連の雑誌・新聞・手記・回想録・証言集などの資料を中心に、戦後瀬戸内沿岸・島嶼における朝鮮人社会の様相と変化、東アジアの冷戦・日本の逆コース、南北分断体制の形成との関わりなどを明らかにする。

### 4. 研究成果

ここでは以下の二点について、その成果を記述する。

#### (1) 日本政府の朝鮮・朝鮮人政策の展開（19世紀末～1960年代）

先行研究の成果を踏まえ、日本政府による内地在住と瀬戸内沿岸・島嶼の朝鮮人に対する政策の特徴ごとに時期区分をすると、以下のようになる。

##### 内地雑居による就労のはじまり（1876～1905）

日朝修好条規締結が、日本の朝鮮への経済的膨張と朝鮮人の日本渡航へのきっかけとなり、日本と朝鮮の間には、三菱による定期航路開通（釜山～長崎間）を先駆けとして、大阪起点の航路、釜山・下関間航路などが開通された。不平等条約である日朝修好条規の影響で朝鮮国は日本に居留地がなく、朝鮮人の内地雑居が認められ就労が慣行とされていった。1899年に外国人労働者の居住・就労の制限がされるようになった後も、朝鮮人労働者の就労は制限されなかった。日清戦争後、中央の大資本が九州の炭坑（筑豊など）に集中的に進出したために坑夫不足となり、低賃金で働かされる朝鮮人坑夫は日本の炭鉱にとって必要不可欠の存在になった。

##### 韓国保護国化による変化（1905-1910）

日本が韓国を保護国化し、統監府が朝鮮人の旅券の発行を担うようになると、朝鮮人の日本渡航に際して旅券携帯が免除され、渡航が一層容易になった。1906年から「韓国併合」前後にかけて、九州・関西など西日本での鉄道工事等に、朝鮮人労働者が千人以上の規模で就労するようになるのはそのためである。このことから、中国地方の山陰線工事などで朝鮮人労働者が

働き、工事中の事故で死者も出た。

#### 植民地期における渡航管理政策の展開

「韓国併合」後、在日朝鮮人の人口は増加の一途をたどり、1910年代後半にはとくにその傾向が顕著となった。この間と1920年代のあいだに、植民地朝鮮での土地調査事業による土地収奪や産米増殖計画の推進、その他小作農の権利の不安定化などの植民地政策の複合的影響によって朝鮮農民の没落と分解が進行し、第一次世界大戦時の好況を背景とした日本内地の労働市場が朝鮮の離農者を吸収していった。とくに鉄道建設や炭鉱などの中枢産業部門がその役割を果たしていくが、瀬戸内の漁村・農村など中枢産業部門の乏しい場所でも朝鮮人は在来の農林水産などの第一次産業にも従事する傾向が顕著に形成された。

そして、朝鮮三・一独立運動の発生以降は、官憲と日本社会の中に、朝鮮人の民族運動をより警戒・恐怖する「不逞鮮人」観が増幅し、旅行証明書制度をつくり、朝鮮人個人の移動に関する規制を強めた。1928年から導入された渡航証明書制度も、朝鮮人の日本への往来を制限するものであり、世界恐慌による不況はその傾向に拍車をかけた。そのことは逆に日本への密航を増大させ、密航斡旋も増大するようになった。そのなかでも下関は渡航先の主要な一つとなり、下関から瀬戸内の沿岸・島嶼に朝鮮人が多く流入するようになった。

日中戦争の勃発後、1938年国家総動員法の公布と1939年の国民徴用令の公布によって、「募集」形式の労働力動員計画が実施された。これがいわゆる強制連行である。太平洋戦争でより多くの労働力が必要とされると、日本は1942年には官憲らによる「官斡旋」方式で、1944年には「国民徴用令」によって青紙一枚で強制連行する事を可能にしていき、日本各地の炭鉱、金属鉱山をはじめ、水力発電、鉄道・道路工事、軍事工場・基地工事など、日本の至る所に朝鮮人が強制連行された。瀬戸内沿岸・島嶼においても、山口の長生炭鉱や広島の高島を最初とする軍需工場に多くの朝鮮人が強制労働を強いられた。

#### 戦後における在日朝鮮人政策の展開

戦後日本は植民地期の「帝国臣民」支配の思想を根底で維持しながら、新たな在日朝鮮人支配体制を形成していった。1947年に制定された外国人登録令は、「臣民」でありながら、朝鮮へ送還するという植民地期の支配手法を、敗戦後の新たな法でも維持したものであった。さらに、日本政府は、外国人登録令を改正し、朝連などの在日朝鮮人団体を破壊して朝鮮人個人への直接的管理の具現化をはかり、サンフランシスコ講和条約の締結後、在日朝鮮人は一般外国人とも異なるきわめて特殊な地位、事実上の無国籍状態に置かれたまま、日本と南北朝鮮の間の「問題」として扱われるようになった。そのなかで在日朝鮮人に対する取締りが各地で強化され、広島でも各市町村でGHQ・自治体と朝鮮人団体の摩擦が繰り返された。

#### 瀬戸内沿岸・島嶼の特異性に関する考察

から の時期において、瀬戸内海とその沿岸地域は外地である朝鮮半島と内地を航路でつなく「海域」としての役割を持つことの固有の意味を持つようになっていった。 については、近世の漂流民としての扱いと近代主権国家としての扱いの過渡期的両存状況が当該地域においても存在することを浮き彫りにすることはできた。植民地期については、釜山 大阪や、済州島 大阪の航路の中間地点として門司・下関の朝鮮人人口が増大し、そこから中枢産業部門の存在する都市（山口県の宇部、広島県の広島、呉、三原、福山など）にも多くの朝鮮人が集住するようになる。また、注目すべきは、このような中枢産業部門を持たない農村にも少なくない朝鮮人の寄留、あるいは居住の痕跡が見られることである。岡山県の岡山周辺の市町村や香川県三豊市のような農村にさえ、豊中町立桑山小学校の名簿を見ると、数名の朝鮮人児童の名前を確認することができる。日中戦争以降、瀬戸内沿岸・島嶼における鉱山をはじめ、発電、

鉄道・道路工事、軍事工場・基地工事などの現場に多くの朝鮮人が強制動員された。

については、大韓民国の成立以降、李承晩政権との間で「李ライン」をめぐる国境紛争が発生し、朝鮮戦争に至る過程で冷戦の緊張が増大したことで、瀬戸内沿岸・島嶼においても在日朝鮮人組織・運動の取締りや、南朝鮮における政治的・経済的混乱の継続に伴う日本への流民の増大に対する取締りを強化していったことが、広島市立文書館所蔵の占領当局関連資料や郷土新聞の記事などを通じて間接的に浮き彫りにすることが可能である。

## (2)瀬戸内沿岸・島嶼における行政や産業界による対朝鮮、対朝鮮人政策の展開

今回の調査で体系的な形で朝鮮人に対する行政のありようを把握できたのは広島県である。広島県行政文書を見てみると、植民地期においては以下のような政策が行われていたことを確認することができた。

- ・三・一独立運動後、日本にいる朝鮮人のなかで、とくに留学生を「過激思想」「排日思想」の持主として危険視し、その取締りを強化している(例えば、「朝鮮人学生処遇に関する件」1920年12月『山野村役場文書』所収)

- ・1920年代に貧しい朝鮮人が広島県の村落に多く流入し、集団部落を形成していた。彼らの生活実態調査を県が各村に要請していた(例えば、「朝鮮人移住部落に関する件」1924年2月『山野村役場文書』所収)。これは他の都道府県でも1920年代～30年代にかけて生じていた現象でもある。同様の調査は一度だけでなく何度か行われている。

- ・普通選挙制度への移行とともに、内地在住限定ではあるが、内地で一定の条件を満たせば朝鮮人も「有権者」になりえるようになった。そこで、1935年、広島県では各村に朝鮮人有権者数について調査するように要請していた(例えば、「朝鮮人有権者数調査ノ件」1935年『山野村役場文書』所収)

- ・日中戦争以降、在日朝鮮人(「半島人」と表記されることが多くなる)に対する戦時動員政策が多く行使されるようになる。今まであまり指摘されていないところでは、大日本国防婦人会への朝鮮半島出身者婦人の入会状況についての調査が広島県から各地方の国防婦人会本部長に要請されていたことを確認できる(「朝鮮半島地方出身婦人の大日本国防婦人会入会状況に関する件照会」1939年11月)。ここでは美談の記述欄があり、朝鮮半島出身者を動員するための材料を求めていたことをうかがい知ることができる。また、「半島出身青年」の徴兵検査をさせるための要請が各所で行われていることが確認できるが、それを見ると、寄留地で徴兵検査をさせ、軍隊集合所に朝鮮人を集めるための手順が事細かく決められていたことがわかった。

次に広島市立公文書館に所蔵されている市町村役場文書を見ると、大林村役場文書で興味深い史料を発見した。それは「最近ニ於ケル内地在住半島人ノ農耕ヘノ転換傾向ニ関スル件」(1943年10月)であり、徴用への強制動員が図られるなかで、「極秘」で内地在住朝鮮人が農耕への転換を図る傾向があることを調査していたのである。このような傾向が生じていた背景には、日本農村での人員不足と朝鮮人の徴用忌避意識の双方があると推察することができる。

また、広島市立公文書館には多くの「寄留簿」があることがわかった。具体的には、温品村・戸山村・狩小川村・大林村であるが、これらには姓名・性別・世帯主・本籍・寄留地・職業・年齢などが記載されている。これは1920～40年代の広島在住朝鮮人の動向を分析する上で、基礎的な史料となりうるものである。

次に、戦後の在日朝鮮人に対する政策については、外国人登録、朝鮮半島への帰還・送還、生活保護関係を中心に、広島・岡山・徳島に多くの史料が存在していることを確認できた。その分析については、前回の対馬に関する研究成果と同様、論文という形で成果を示したい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6 件)

・以下の6点はすべて「【特集】近現代の対馬における朝鮮人と現地社会」『大原社会問題研究所雑誌』706号、2017年8月所収。すべて「査読無」。

慎蒼宇「特集にあたって」

檜皮瑞樹「明治期の対馬と朝鮮半島」

慎蒼宇「植民地期の対馬における朝鮮人」

宮本正明「日本敗戦以降の対馬をめぐる朝鮮・韓国人の在留・移動」

鄭栄桓「対馬在留朝鮮人の「解放五年史」」

宮本正明・鄭栄桓「証言 解放前後の対馬における朝鮮人の生活と運動——辛正寿氏に聞く」

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：檜皮 瑞樹

ローマ字氏名：HIWA MIZUKI

所属研究機関名：東京経済大学

部局名：資料室

職名：その他

研究者番号(8桁): 00454124

研究分担者氏名：宮本 正明

ローマ字氏名：MIYAMOTO MASA AKI

所属研究機関名：大阪経済法科大学

部局名：公私立大学の部局等

職名：研究員

研究者番号(8桁): 20370207

研究分担者氏名：鄭 栄桓

ローマ字氏名：CHONG YOUNG-HWAN

所属研究機関名：明治学院大学

部局名：教養教育センター

職名：准教授

研究者番号(8桁): 90589178

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。